

西宮市ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、西宮市広告掲載基準第3条に基づき、西宮市(以下「市」という。)が、インターネット上に公開しているホームページへの広告掲載について、広告主が遵守すべき事項等、必要な事項を定めるものとする。

(広告主の範囲)

第2条 広告を掲載しようとする者(以下「広告主」という。)は、市の公式ホームページという性格上、地域性・公共性の高いものとする。

- 1 市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業・事業者等、または商店街・専門店街などの連合体
- 2 国、地方公共団体、独立行政法人、公社、公益法人およびこれに類するもの
- 3 その他市長が適当と認めるもの

(広告の種類及び範囲)

第3条 ホームページに掲載する広告はバナー広告とし、西宮市広告掲載要綱、西宮市広告掲載基準に基づき、地域社会および地域経済の健全な発展並びに市民生活の向上に資するもので、その範囲は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の広報媒体としての公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、個人若しくは団体の意見広告に係るもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (4) 兵庫県青少年愛護条例第四章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある営業等の制限(平成8年条例第27号)に抵触するもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 貸金業の規制等に関する法律第2条に規定する貸金業
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告の規格)

第4条 広告の規格は次のとおりとする。また、バナー作成にあたっては、別途定める「西宮市ホームページ広告バナー作成ガイドライン」を遵守することとする。

サイズ	縦50ピクセル×横80ピクセル	縦50ピクセル×横170ピクセル
画像形式	G I F ・ J P E G ・ P N G	
容量	3 K B 以内	6 K B 以内

(広告を掲載するページ、位置、順序及び掲載数)

第5条 広告を掲載するページ、位置、順序及び掲載数は市長が別に定める。

(広告の掲載期間)

第6条 広告掲載期間は1月単位とし、連続する掲載期間は各年度最大12月とし、広告掲載の開始日及び終了日は市長が別に定める。

(広告掲載の審査)

第7条 西宮市広告掲載要綱第9条に規定する広告事業審査委員会において審査し、掲載の可否を決定する。

- (1) 広告掲載申込者の業務について、特定の免許、証明、許可などの法的手続がなされているかを申込書の添付資料により確認する。
- (2) 広告内容が、ホームページの広告掲載の趣旨に適合しているかどうかを確認する。
- (3) 同一の基準で広告掲載が適当であると認めるものが複数ある場合は、広告掲載期間の長い広告を優先する。

(広告主の責務)

第8条 広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、保証するものとする。
- 3 第三者から広告に関連して損害を被った旨の申告があった場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。
- 4 個人情報保護法、西宮市個人情報保護条例など各種法令及び西宮市ホームページ広告バナー作成ガイドラインを遵守するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、広告原稿を、市が指定する方法により広告主の負担で色調の異なる2種類バナーを作成し、市が指定する期日までにフロッピーディスク等により提出するものとする。

- 2 広告の内容及びデザイン等については、市及び市ホームページの品位等を損なわないものとし、事前に協議することとする。
- 3 広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容等が当基準および別途定める「西宮市ホームページ広告バナー作成ガイドライン」等各種法令に抵触、若しくはそのおそれがあるとき、市長は広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(委任)

第10条 この基準に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年 8月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年10月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年 1月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年 2月10日から施行する。

附 則
この要領は、平成23年 2月25日から施行する。